平成28年度編入学生募集要項から抜粋

６　所要経費（予定額）

（単価：円）

項　　目	入学時所要額	10月時所要額	計	備　　考
入　　学　　料	84,600		84,600	
授　　業　　料	117,300	117,300	234,600	
(独)日本スポーツ振興センター共済掛金	1,520		1,520	年額
後援会入会金	10,000		10,000	入学時のみ必要
後　援　会　費	7,500	7,500	15,000	年額
学生会入会金	2,000		2,000	入学時のみ必要
学　生　会　費	3,500	3,000	6,500	年額
学　園　祭　費	1,000	1,000	2,000	年額
課外活動援助基金	6,000		6,000	入学時のみ必要
同　窓　会　費	5,000		5,000	入学時のみ必要
計	238,420	128,800	367,220	

そのほかに教科書・教材費が６０，０００円程度必要です。

【注】⑴　在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

⑵　入寮する場合は入寮時に、上記の経費以外に別途約７0,０００円（内訳は以下のとおり）が必要です。

・寄宿料（前期分）　・入寮費（入寮月）　・学寮運営費（前期分）
・寮生会費（前期分）　・食費（１か月分）　・食堂経費（１か月分）

⑶　別途、口座振替手数料が必要になります。

７　入学料・授業料等の免除及び徴収猶予

以下の事由により、入学料・授業料等は、免除又は徴収猶予されることがあります。

【入学料免除】（免除額は全額又は半額）

⑴　入学前１年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が、死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合であって、納付が著しく困難であると認められる場合

⑵　上記⑴に準ずる場合であって、学校長が相当と認める事由がある場合

【入学料徴収猶予】

⑴　経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

⑵　入学前１年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学手続き終了の日までに納付が困難であると認められる場合
⑶　その他やむを得ない事情があると認められる場合
【授業料免除】（免除額は全額又は半額）
⑴　経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
⑵　授業料の各期の納付期限６月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分に係る場合は、入学前１年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合であって、納付が著しく困難であると認められる場合
⑶　上記⑵に準ずる場合であって、学校長が相当と認める事由がある場合
【寄宿料免除】
⑴　学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

８ 奨　学　金

独立行政法人日本学生支援機構の規程に基づき、学資の支弁が困難と認められ、かつ、学業成績・人物ともにすぐれ、健康である者に対し、本人の申請により、選考のうえ独立行政法人日本学生支援機構から奨学金が貸与されます。
　貸与月額は次表のとおりです。

◇奨学金の貸与月額◇

<table>
<tr><th rowspan="2">奨学金の種類</th><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="2">国・公立</th></tr>
<tr><th>自　宅</th><th>自宅外</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第　一　種
（無利子貸与）</td><td rowspan="2">４・５年生</td><td>45,000円</td><td>51,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">30,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">●　４・５年生の月額30,000円は、自宅・自宅外にかかわらず選択できます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第　二　種
（４・５年生及び専攻科生対象）
（有利子貸与）</td><td colspan="3">30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">●　上記５種類の月額から選択でき、希望により、採用された年度の４月に遡って貸与を受けることができます。
●　入学時特別増額貸与奨学生（専攻科新入生、編入学生のみ対象）は、100,000円、200,000円、300,000円、400,000円、500,000円、から希望する額を選択できます。</td></tr>
</table>